

規制シート(様式)

120199500860001

平成28年12月19日

規制の名称	更生保護事業を営む地方公共団体に義務づけられた届出・報告	所管府省	法務省
根拠法令等	更生保護事業法(平成7年法律第86号), 更生保護事業法施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	保護局更生保護振興課 更生保護振興課長 稲葉保
規制目的	更生保護事業が保護観察, 更生緊急保護等の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能を果たすものであることにかんがみ, 更生保護事業の適切な運営を確保し, その健全な育成発達を図るための措置を講ずる。		
規制内容の概要	一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとするものは, 法務大臣への届出が必要。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	更生保護事業は, 刑事司法制度の一環としてなされるものであり, 国が主体となって, 更生保護事業を営むもの及び保護司組織等と相互連携等をしながら一体となって行う必要がある。このため, 国は, 一時保護事業及び連絡助成事業を適正かつ効果的に実施するためには, 届出等により状況を把握する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		